# 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案



# <予算関連法律案>

## 地域が自らデザインする地域の交通【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 〇地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成
- ・地方公共団体による地域公共交通計画(マスタープラン)の作成を努力義務化
- ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助、※予算関連)
- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、

#### 福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け

- ⇒バス・タケシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応 (情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
- ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
- ⇒データに基づXFDCAを強化
- 〇地域における協議の促進
- ・乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国が地方公共団体に通知
- ・通知を受けた地方公共団体は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、地域の協議会で議論し、国に意見を提出

## 地域公共交通網形成計画(H26改正)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成) まちづくりと連携した 地域公共交通ネットワークの形成の促進



#### 地域公共交通計画(今回改正後)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)

まちづくりと連携した 地域公共交通 ネットワークの形成



鉄軌道

741

コミュニティバス

路線バス

自家用有價旅客運送

福祉輸送、スクールバス、 病院・商業施設等の送迎サービスなど

デマンド交通 乗用タクシー

メニューの充実やPDCAの強化により、

持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

### 地域旅客運送サービス 地域公共交通網形成計画の 策定状況

